

山梨県指定管理候補者選定委員会・防災局指定管理候補者選定委員会設置運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）及び附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第7号）の規定に基づき、防災局が所管する公の施設の指定管理候補者を公募により選定するため、防災局指定管理候補者選定委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、指定管理候補者の選定に関する次の事項を所掌する。

- （1） 審査の基準の検討
- （2） 応募者のヒアリング
- （3） 指定管理候補者の選定
- （4） 審査結果の報告
- （5） その他指定管理候補者の選定に当たり必要と認められる事項

（組織）

第3条 知事は、委員に欠員が生じたときは、新たな委員を選任できるものとする。

（会議）

第4条 選定委員会は、委員長承認を得て事務局が招集する。

（委員以外の者の出席）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に専門的事項に関し学識経験のある者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委員の責務）

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、応募者及び応募が想定される者（以下「応募者等」という。）との接触を厳に避けるものとする。応募者等と接触が生じた場合は、県へ報告する。
- 3 委員は、直接間接を問わず審査に係る公の施設の指定管理候補者の募集に関する応募に参画してはならない。委員が当該施設に関する応募に参画したことが判明したときは、選定委員会は、当該応募を審査対象外とするものとする。
- 4 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、県又は選定委員会が公表した情報については、この限りではない。

（会議及び委員氏名等の公表について）

第7条 選定委員会の会議は、公開しない。

- 2 委員の職業（役職員名を含む。）及び氏名は、指定管理候補者が決定された後、公表とする。

(選定委員会開催の周知)

第8条 知事が別に定める「審議会の会議の公開等に関する指針」に基づき、会議開催の事前周知を行わず、会議の開催後、山梨県情報公開条例で不開示とされる情報を除き、会議結果を速やかに公表する。

2 公表は県ホームページへの掲載により行う。

(事務局等)

第9条 選定委員会の事務局は、防災局防災危機管理課が行う。

2 公の施設を担当する課の職員は事務局に参加し、資料作成、事業説明等を担当する。

3 事務局職員その他選定委員会の会議の場に出席した者は、審査等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、県又は選定委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。